



請求権処理問題交渉に關して問答となる諸点

日韓間の請求権処理交渉に關する我方態度を決定するに先立つて、まず解決することを要する問題点は大要左の通りである。

二
主權一並びに責任を負うかと云う問題であります。國家がタフチせずにその程度まで直接決済か間接決済か
私的請求権（財産権、債権等）に対する国家が肩代りし場合、直接決済か
損害賠償一これは債権、債務とともに別に委員会には調査的に行方不明者等の如きもの中間案とは政治的に解決を図る場合に於ては、専門家は弁護士等の仲介主張一けで相当突込んでは負担とします。
研究法一と以が参考文献として下述すべし
その他の内法一渡辺義之著「日韓間の請求権問題」
内法一それぞれの必要性に關する事項
先決問題一左の諸問題については直接決済、間接決済のいずれにも關する事項

(7)(6)(5) (4)(3) (2) (1)
債終法本在法事訴求權を争うと
登載人支地人情と變更する。法
録後に店主の方の変更がなる。
替の対勘義か、一内
等国籍の法理の適用範囲
一持分権の追求性
法措置の効力一連合國軍指揮の効力一例えば国

(3) (2) (1) 的不直
るに結婚ど土 d c b a 取少親と直接
の所を総の地、保、な取化、立い切の決
す債せ桂の両動限一い抜を適てとで場主
る權の公國度國一うど用可思あはるは主義
こと債法債に一にかの法能われると私有場合
と債権争権よおける程規性の云有財合
と始、う處者在けるが為がう財
すに債か分の在韓國の法能われると私有場合
されば保が船關係の整効証日本力力
事実上は解つていいるので、その全
てそな能とをなる可能を係れ
が争後

す債せ桂の両動限一い抜を適てとで場主
る權の公國度國一うど用可思あはるは主義
こと債法債に一にかの法能われると私有場合
と債権争権よおける程規性の云有財合
と始、う處者在けるが為がう財
すに債か分の在韓國の法能われると私有場合
されば保が船關係の整効証日本力力
事実上は解つていいるので、その全
てそな能とをなる可能を係れ
が争後

の所を総の地、保、な取化、立い切の決
す債せ桂の両動限一い抜を適てとで場主
る權の公國度國一うど用可思あはるは主義
こと債法債に一にかの法能われると私有場合
と債権争権よおける程規性の云有財合
と始、う處者在けるが為がう財
すに債か分の在韓國の法能われると私有場合
されば保が船關係の整効証日本力力
事実上は解つていいるので、その全
てそな能とをなる可能を係れ
が争後

に研方し権 伸
つ究法、を両介
いのと債受國主は、にる、治有は制と、争接決
て余し権付共義か國す場
は地て、け同
疑がは債各の
間あ最務個清
かるも者の中
あ。適間請調
る特當の求整
。になみ権委
取もつに員
立のせつ会
、でんいを如
訴訟等にあら
うがものま、
でそで妥當性
立のあつて、
入る構成て、
べ、拠全
き権事等の
か限務をの
否等処審を
かに理査求

(2)(1)問おるの的 間
a政私題強こでに間接
る内なる場合
かにかに
とおける
問題對鮮債
權者と債務
者の衡平を如何にして
b a政私題強こでに間接
る内なる場合
かにかに
とおける
問題對鮮債
權者と債務
者の衡平を如何にして
の内解産接行あのと済主
補決闘力る主す主義
レ償を係済と、義れは義
す求に裁そのばも
トるめ国場判の特徵の各
かる家合所程度は利害人
一否場がに決度は大なり少を
般か合代位同様点じて少を
補債しない場合の法的根拠、補償す
在外財産補償問題との均衡を如何
たなれを述る、開かれて徹底